

次世代の総合的な交通体系検討会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、次世代の総合的な交通体系検討会（以下「検討会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 検討会の会議は原則として公開する。ただし、会議を公開することにより、率直な意見の交換や、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合は、都市整備局長は会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(傍聴者の定員)

第3条 傍聴を認める者の定員は、10人とする。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 報道機関の傍聴については、傍聴とは別に記者席を設けるものとする。

(傍聴の手続き)

第4条 傍聴を希望する者は、会議の開始30分前から、会場の受付で傍聴届(様式1)に氏名及び住所を記入し、係員の指示に従い入場するものとする。

(秩序の維持)

第5条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会議において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他議長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第6条 議長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力することを求めるものとする。この場合において、議長は当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

附 則

この要領は、平成23年11月15日から施行する。

(様式1)

次世代の総合的な交通体系検討会傍聴届

年 月 日

次世代の総合的な交通体系検討会傍聴要領第4条の規定により、下記のとおり届けます。

記

住所

氏名
